

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 28日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県岩国市灘町1番1号	
氏 名 東洋紡エムシー株式会社岩国サイト	
サイト長 有本 尚	
電話番号 0827-32-1721	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋紡エムシー株式会社 岩国サイト
事業場の所在地	山口県岩国市灘町1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学繊維製造業
②事業の規模	1981647万円(製品出荷額)
③従業員数	256人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・ プラント洗浄液等(廃油)→収集運搬会社へ委託→中間処理業に委託(焼却) ・ プラント洗浄液等(廃油)→収集運搬会社へ委託→再生処理業に委託して燃料として再資源化 ・ プラント洗浄液等(廃酸)→収集運搬会社へ委託→中間処理業に委託(焼却) ・ プラント洗浄液等(廃アルカリ)→収集運搬会社へ委託→中間処理業に委託(焼却) ・ 製品製造により発生(廃アルカリ)→収集運搬会社委託→中間処理業に委託(焼却) ・ 高濃度PCB汚染物→収集運搬会社に委託→中間貯蔵・環境安全事業(株)に委託(洗浄・分離・分解) ・ 1,4-ジオキサンを含んだ廃油→収集運搬会社へ委託→中間処理業に委託(焼却)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）

別紙のとおり

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

別紙のとおり

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

別紙のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙のとおり		

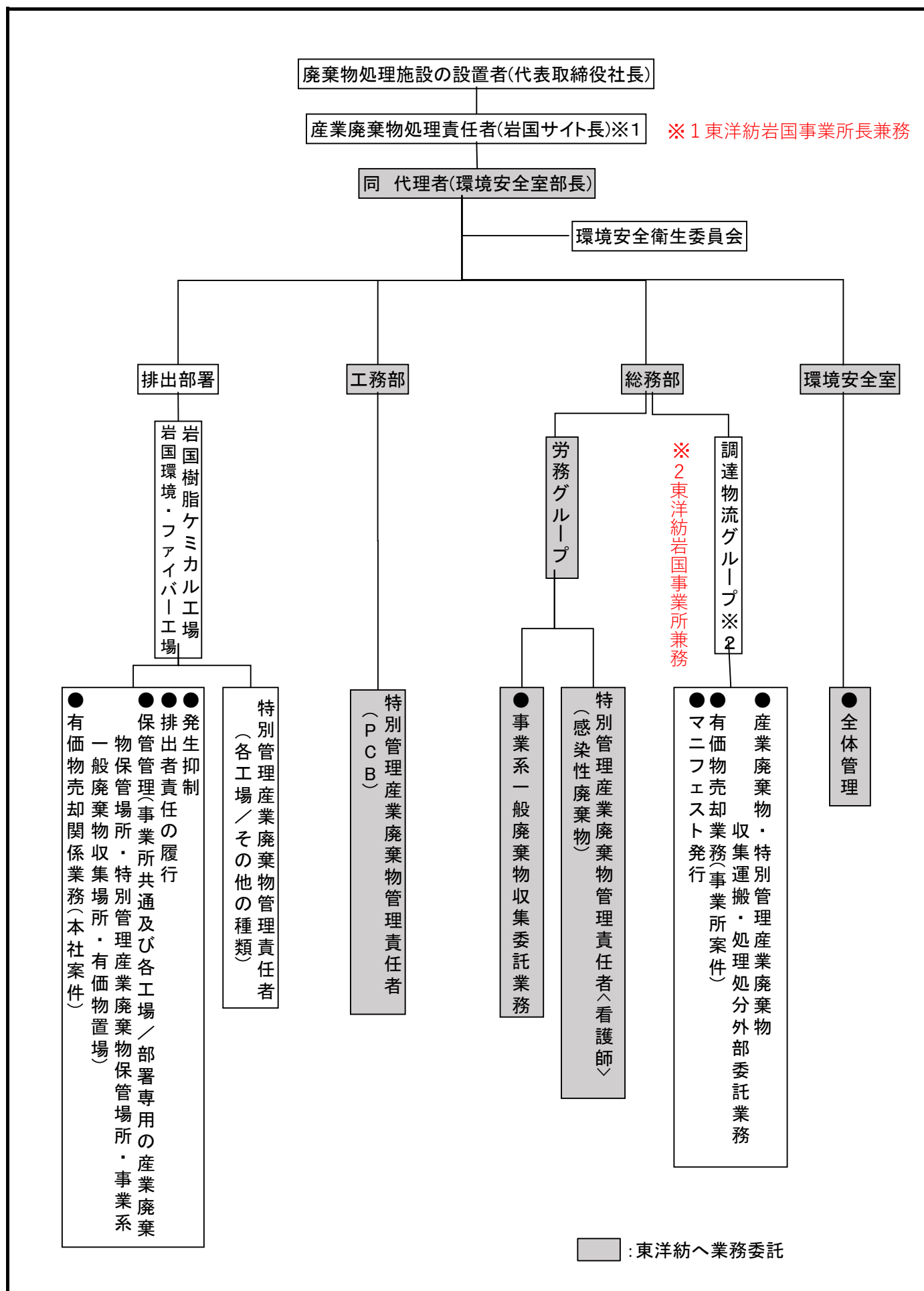
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 別紙のとおり		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	東洋紡エムシー 岩国サイト	所在地(市町名)	岩国市	事業の種類	化学繊維製造業
-------------	---------------	----------	-----	-------	---------

(単位:トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	305.3	250.0									305.3	250.0	243.5	200.0					4.1	2.0
	廃酸	0.1	0.1									0.1	0.1								
	廃アルカリ	0.0	0.0									0.0	0.0								
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物	0.0	0.0									0.0	0.0								
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	1,831.3	1,500.0									1,831.3	1,500.0	1,831.3	1,500.0					885.9	750.0
	計 (B)	2,136.7	1,750.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,136.7	1,750.1	2,074.8	1,700.0	0.0	0.0	0.0	0.0	890.0	752.0

令和6年度 特別管理産業廃棄物処理計画書

東洋紡株式会社 岩国事業所

【別紙】

特別管理産業廃棄物の種類		(第2面)				(第2面)					(第3面)					(第4面)				(第4面)										(第5面)					
		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の分別に関する事項					自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項															
		①現状		②計画		①現状		②計画			①現状		②計画			①現状		②計画		①現状		②計画		①現状		②計画		①現状		②計画					
		【前年度目標】		【前年度(令和5年度)実績】		【目標】					【前年度目標】		【前年度(令和5年度)実績】			【目標】		【前年度目標】		【前年度(令和5年度)実績】		【目標】		【前年度目標】		【前年度(令和5年度)実績】		【目標】		【前年度目標】		【前年度(令和5年度)実績】		【目標】	
		排出量（t）	排出量（t）	（これまでに実施した取組）	排出量（t）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）		（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）		（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	（今後実施する予定の取組）	
廃油	—	305.3	エチレングリコール再使用可能な物は蒸留使用しており、回収可能な物、プラント洗浄液などを排出している。	250	現状を継続管理する。	廃油は、専用タンク、ドラム缶に入れ専用置場として分別している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	305.3	243.5	—	—	4.1	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	250	200	—	—	—	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	
廃酸	—	0.1	廃酸は製造プロセス洗浄液が主で特別な減少策は実施していない。	0.1	現状を継続管理する。	各排出場所で専用容器に貯留している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	1.9	—	—	—	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	0.1	1.2	—	—	—	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	
廃アルカリ	—	0.04	・廃アルカリは主に製造プロセス洗浄液及び原料屑。生産効率の向上(省原料化)による削減、製品の品質向上(歩留り率向上)による削減を図っている。	0	現状を継続管理する。	廃アルカリは専用容器に入れ保存している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04	—	—	—	—	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	0	—	—	—	—	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。	
感染性産業廃棄物	—	—	診療所による診療時に発生するもので特に取組みは無い。(注射器など)	—	分別で減量出来るものは努力していく。	診療所内で専用置場として分別している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特に実施していない。	—	—	—	—	—	特に予定していない。	
PCB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
PCB汚染物	—	0.0031	PCB汚染物は機器に使用されたもので、一過性のものである。	0	現状を継続管理する。	発生～排出までPCB専用置場として分別している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0031	—	—	—	—	PCB汚染物は順次、認定処理事業者で処理している。	—	—	—	—	—	期限迄に未処理の高濃度廃棄物は保管を継続。低濃度廃棄物は順次処理委託する。	
PCB処理物 廃石綿等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
有害産業廃棄物	—	1,831.3	廃油の1,4-ジオキサン、焼却炉ばいじんのダイオキシン類濃度を下げるため、製造や運転の条件探索をしている。	1,500	産業廃棄物焼却炉を6月末に廃止により特管ばいじんはなくなる予定	各排出場所で専用容器に貯留している。	現状を継続管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,831.3	1831.3	—	—	885.9	1,4ジオキサンを含む廃油は許可業者に処理委託している。ダイオキシン類を含むばいじんを外部処理委託した。	1,500	1500	—	—	750	特に予定していない。	
計	0	2136.7		1750				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2137	2077	0	0	890		1750	1701	0	0	750		